

建設業等の皆様へ 建設業等からの離職者の皆様へ

建設業経営基盤強化等補助金の対象となる 「新分野進出等事業化計画」を募集します

北海道は新分野進出・新事業展開(以下「新分野進出等」という。)を図る意欲のある建設業・土木建築サービス業の皆様や建設業等からの離職者の皆様に支援します。

- ◆ 新分野進出の検討及び準備のために行う事前調査等ならびに新製品や新サービスの研究開発、販路開拓、人材育成に向けた取組に要する経費を助成します。
(補助対象経費の2分の1以内、限度額300万円、予算の範囲内で定める額)

※ 本事業は「新分野進出等事業化計画」を募集し、その中から優秀な計画を認定して、その計画の実施に要する経費の一部を助成することとなります。(詳細は「新分野進出等事業化計画募集要領」をご覧ください。)

● 募集対象事業 (新分野進出等事業化計画)

対象となる事業は、次の「新分野進出等事業化計画」です。

平成27年度中に、経営革新に向けた新分野進出を検討及び準備のために行う事前調査、専門家の指導・助言、計画策定ならびに新分野進出又は新事業展開のために実施する新商品・新役務の研究開発、販路開拓、人材育成の取組であって、次のいずれかに該当する新分野進出等事業化計画。

区分	定義
(1) 新分野進出の検討及び準備	下記に掲げる新分野進出の検討及び準備のために行う取組
(2) 新分野進出 (建設業以外の 新分野への進出)	<p>① 中小建設業者等が行う次のいずれかの取組</p> <p>ア 建設業を営む者が行う日本標準産業分類において建設業以外の大分類の業種区分の事業への進出 例：土木工事業から畜産食料品製造業へ進出する際の取組等</p> <p>イ 建設業を営む者が、公共工事以外の受注拡大を目的に行う、日本標準産業分類における建設業内の小分類を異にする業種区分の事業への進出 例：土木工事業から木造建築工事業へ進出する際の取組等</p> <p>ウ 土木建築サービス業を営む者が行う日本標準産業分類において土木建築サービス業以外の業種区分の事業への進出 例：建築設計業からデザイン業へ進出する際の取組等</p> <p>エ 建設業又は土木建築サービス業を営む者が行う、国際分野への進出に向けた取り組み(産業分類が異ならなくても可) 例：土木工事で海外へ進出する際の取組等</p> <p>② 建設業等からの離職者が設立した中小企業者が行う、日本標準産業分類における建設業及び土木建築サービス業以外の事業分野に属する事業への進出 (平成25年4月1日以降に離職し、平成26年4月1日以降に事業を開始した(する)方に限りません) 例：離職者による農業分野への進出等</p>
(3) 新事業展開 (本業を活かした新たな事業展開)	<p>企業間連携(合併、事業譲受、中小企業団体の設立、2社以上の建設業者等のほか建設業者等と異業種の事業者等で構成する企業連携体)により、建設市場における新技術・新工法の開発、新たなサービスの提供等を行う取組 (合併、事業譲受、中小企業団体設立は事実発生日が平成23年1月2日以降のものが対象) 例：企業間連携した土木工事業者による木質バイオマスを利用した生態系に優しい護岸工事工法の研究開発等の取組</p>

●応募要件

応募を希望する方は、次の(1)又は(2)の要件を満たしていることが必要です。

なお、平成20～23年度に建設業等経営革新補助金の交付を受けた方及び平成24～26年度に建設業経営基盤強化等補助金の交付を受けた方は制約がありますので事前に問い合わせ先に確認してください。

- (1) 中小建設企業等であって、次の要件をすべて満たす者
 ア 本道に主たる事務所を有する者
 イ 直近の売上高において概ね50%以上が建設業等の売上げである者

※応募要件を満たす企業から分社化して設立された法人等が実施する場合も一定の要件を満たすものは対象となります。また、建設業者等を代表とする企業間連携では、建設業等以外の者も対象となります。(詳細は「新分野進出等事業化計画募集要領」をご覧ください。)

- (2) 建設業者等からの離職者であって、次の要件をすべて満たす者
 ア 平成25年4月1日以降に道内に主たる事務所を有する建設業者等から離職・退任した者であって、一般被保険者等であった者、又は代表権を有しない役員であった者
 イ 平成26年4月1日以降に道内に主たる事務所を設け建設業等以外の事業を開始した者又は平成27年度内に道内に主たる事務所を設け建設業以外の事業を開始する者
 ウ 会社にあつては、建設業者等から離職・退任した者が出資し、かつ代表者となっている者

●助成内容

補助対象経費は、知事が認定した新分野進出等事業化計画に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費であつて、平成27年度内の経費に限ります。

また、いずれも既存事業部分と経理上明確に区分されるものに限ります。

対象となる経費	備考
新分野進出の検討及び準備のために行う事前調査、専門家の指導・助言、計画策定に要する経費	
講師・指導員等招へい旅費及び謝金	
試作品等の原材料及び副資材等の購入、構築物、機械装置及び工具器具等の借用、保守又は修繕等に要する経費	土地、建物の購入及び借用、構築物、機械装置及び工具器具等の購入、商品等の仕入経費は対象となりません。
マーケティング及び展示会等の開催等に要する経費	
外注加工等に要する経費	試作品等を除く製品(商品)の製造に係る外注加工は対象とはなりません。
検査・分析・調査等の外部委託に要する経費	
技術・技能等の習得に係る従業員の派遣旅費及び受講料等	
上記に掲げるもののほか、知事が必要かつ適当と認める経費	

●応募のしかた

応募される方は、「新分野進出等事業化計画書」に必要書類を添付し、主たる事務所の所在地を管轄する総合振興局等建設指導課に、平成27年7月24日(金)から9月4日(金)までに提出してください。(必着)

※「新分野進出等事業化計画書」の様式は、各総合振興局等で配付しているほか、道のホームページからダウンロードすることができます。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/ksgs/index.htm>

●問い合わせ先

詳しくは、最寄りの総合振興局等建設指導課又は北海道建設部建設管理課におたずねください。

総合振興局等	電話番号(直通)	総合振興局等	電話番号(直通)
空知総合振興局建設指導課	0126-20-0066	上川総合振興局建設指導課	0166-46-5946
石狩振興局建設指導課	011-204-5834	留萌振興局建設指導課	0164-42-8447
後志総合振興局建設指導課	0136-23-1372	宗谷総合振興局建設指導課	0162-33-2529
胆振総合振興局建設指導課	0143-24-9593	林-ツク総合振興局建設指導課	0152-41-0641
日高振興局建設指導課	0146-22-9291	十勝総合振興局建設指導課	0155-27-8540
渡島総合振興局建設指導課	0138-47-9465	釧路総合振興局建設指導課	0154-43-9191
檜山振興局建設指導課	0139-52-6631	根室振興局建設指導課	0153-24-5629
北海道建設部建設管理課建設業サポートグループ		011-204-5810(直通)	